

6. 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

施設ホームページのウェブアクセシビリティを確保（日本工業規格 JISX 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠）するための取組について、以下の項目の内容を示してください。

【新たにサイトを構築する場合】

- ① 構築に係る作業スケジュール
- ② サイト構築後の新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策
- ③ 試験実施予定時期及び方法
- ④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）
- ⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等
- ⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

【既存のサイトを継続して使用する場合】

- ① 適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール（現時点で AA 準拠を達成している場合はその維持・向上に向けた取組スケジュール）
- ② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策
- ③ 試験実施予定時期及び方法
- ④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）
- ⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等
- ⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティは、身体の機能や年齢、閲覧環境の違いになどに関係なく、ホームページ等で提供されている情報やサービスを利用できることで、当グループでは、「ユニバーサルデザイン」のウェブ版という理解をしています。

代表的な規格である「JISX 8341」は「8341 = やさしい」という意味で名付けられ、特に、公共施設には高齢者や障がい者を含め、あらゆる層の市民の方がアクセスすることから、その重要性は、今後もますます増加すると考えられます。

まだまだ、中小企業には難しい面もある規格ですが、当グループは、東京パラリンピックを目指している障がい者アスリートが所属している長谷川体育施設と良好な協力関係があり、これまでも、スポーツ施設の維持管理でご協力いただいていたが、今回、一部のスポーツ教室やウェブアクセシビリティについても、ノウハウの提供を受けることができるようになりました。

同社のホームページは、選手のブログ等を除いて、ほとんどのページが「JISX 8341-3：2016 適合レベル A」に準拠しており、このノウハウを活用させていただくことで、「JISX 8341-3：2016 適合レベル AA」へ準拠を、早い段階で達成したいと考えています。

なお、引き続き、当公園の指定管理者に選定していただいた場合、現在のホームページを活用しますので、「現在のサイトを継続して使用する場合」で記載させていただきます。

① 適合レベルAA準拠を達成するためのスケジュール

当公園のホームページは、「JISX 8341-3:2016適合レベルAA」に準拠しているとの評価はできませんが、札幌市の調査でも、下記の点については、ある程度の評価はいただいています

- 団体として策定した共通のガイドラインに沿って運用していること
- 過去1年以内にウェブアクセシビリティに関する検証を実施し、問題点を把握した。

問題点の改善については、順次、実施していますが、これまでホームページを活用した情報発信に尽力していたことから、情報量が多く、すべてのコンテンツの問題点を改善するまでには至っていません。

ホームページには、施設概要・アクセス等のように、永続的に掲載している内容と自主事業・イベント案内や実施報告等のように、新たに追加して、一定期間後に削除する内容とがあります。

現在、新たに追加するコンテンツについては、「JISX 8341-3:2016適合レベルAA」を基本的に満たしており、永続的に掲載している情報もほとんどは「JISX 8341-3:2016適合レベルAA」を満たしています。

等級無し	読みやすい文字	読みやすい文字
AAランク	読みやすい文字	読みやすい文字
AAAランク	読みやすい文字	読みやすい文字

当公園のサイトでは、(案内は削除していますが)過去の自主事業・イベント開催結果を、利用者への情報提供サービスの一環として、長期間サイトに掲載しており、この内容を改善するのに時間を要しているのが現状です。

これらの内容をホームページから削除すれば、問題は一気に解決に向かいますが、それは本末転倒だと当グループは考えています。ウェブアクセシビリティは、障がい者等へも広く情報提供することが目的で、情報提供を制限して平等性を確保することが目的ではないからです。

このような観点から、過去のコンテンツも粘り強く改善を行います。令和3年度末をメドに、「JISX 8341-3:2016適合レベルAA」を達成したいと考えています。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティの確保の方策

当グループのホームページは、専任の入力担当者がいるわけではなく、それぞれの業務担当者が入力を行います。このため、多くの職員がウェブアクセシビリティに関する知識を持つことが必要だと考えており、以下の措置を講じます。

- 入力に携わる職員はもとより、多くの目でチェックすることが望ましいことから、すべての職員を対象に、ウェブアクセシビリティ研修を実施します。
- 当グループと良好な関係にある長谷川体育施設のウェブアクセシビリティに関するノウハウを持つ職員に当公園のホームページを定期的にチェックしていただくとともに、外部専門家の指導も適宜受けます。

③ 試験実施予定時期および方法

令和3年3月に試験を予定しています。その後、札幌市の試験に加え、当グループでも、少なくとも、1年に1回、試験を実施します。

当グループの試験の方法としては、当グループと良好な関係にある長谷川体育施設の職員（前項目で出てくる定期的にチェックする担当者とは別の人物です）がチェックリストに基づく、試験を行うほか、必要に応じて、外部専門家に試験を依頼します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取り組み（職員研修・利用者からの意見収集等）

ホームページは、記載内容がどんどん増えていきます。内容を追加・改訂するたびに専門業者に記事作成を依頼するのは、コスト面から現実的ではなく、職員が作業を行うこととなります。このため、ウェブアクセシビリティは、維持・向上が最も大きな課題であると認識しています。

【ウェブアクセシビリティ維持・向上の取り組み】

- 前ページでも記載しましたが、すべての職員を対象にウェブアクセシビリティ研修を実施します。
- 前ページでも記載しましたが、良好な関係にある長谷川体育施設の職員が、当公園のホームページを定期的にチェックします。
- 当グループとネットワークがある授産施設（光ファクトリー、ウィズ工房等）や福祉団体から、ウェブアクセシビリティについてのご指摘・ご要望などをいただく機会を設けます。
- 当公園管理事務所、マルミプラス本社、集楽園本社にウェブアクセシビリティ相談窓口を設置します。また、電話やホームページでも、ご指摘・ご要望等を受け付けます。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

問題が生じた場合には、運営会議において、「すぐ対応する項目」と「中長期的に対応する項目」に仕分けし、「すぐ対応する項目」については、迅速に改善します。

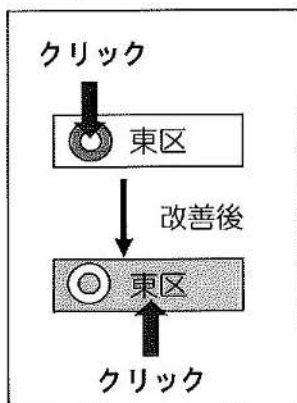
技術的な難易度が高い場合や時間を要する場合などについては、専門業者と協議しながら、優先順位を決めて対応します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

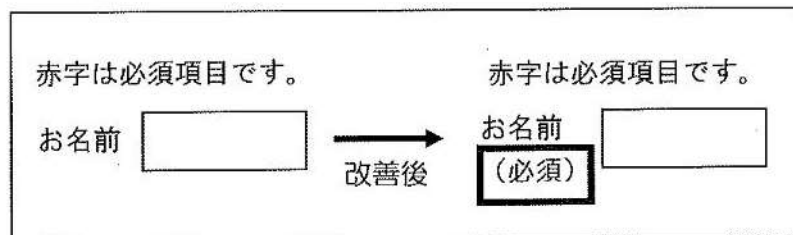
初歩的段階ではありますが、以下の改善を実施しています。

- ホームページの一部の電話番号が画像で表示されており、視覚障がい者が使用しているスクリーンリーダー（ホームページ上の文字を音声で読むソフト）では、音声が出ません。このため、画像をテキスト（文字）に置き換えました。
- 「札幌市」のように、レイアウトをそろえるために、単語内にスペースを入れている表示が少しありました。これもスクリーンリーダーでは認識できないので、認識できる表示に修正しました。
- 現在はありませんが、過去に、ホームページ上での参加申し込みでは、図1のように、非常に小さな「○」の部分をクリックしなければならない部分がありました。これでは、マウスを十分使いこなせない高齢者、障がい者等にとって不便ですので、今後は、「改善後」のように、クリックできる場所の面積を大きくします。
- また、過去に、ホームページでの参加申し込みで、図2のような表示がありました。色が認識できない視覚障がい者には読み取れないので、今後は、改善後のように、色だけでなく、文字でも表示を行います。

【図1】



【図2】



7. 類似業務の実績について

都市公園の管理運営に関して、類似業務の実績がある場合には、その業務内容及び成果等について示してください。

当グループの代表企業であるマルミプラスは、当公園のほか、以下の施設で指定管理者として公の施設の管理運営を行っています。

- 銭函パークゴルフ場（小樽市）
- 中島公園・豊平川緑地（コンソーシアムの構成企業）
- 前田森林公園、山口緑地、星置公園、明日風公園
（コンソーシアムの構成企業）

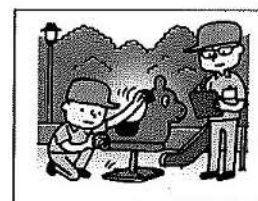
当初は、応募しても、指定管理者に選定されない状況が続きましたが、指定管理者制度や事業計画書作成について、情報収集や研究を重ね、この成果を認めていただき、現在、上記の施設で指定管理業務を行っています。指定管理者としての実績が乏しかった会社にチャンスをごくださった選定委員会や市議会のみなさんの期待に応えられるよう、現在、当公園の管理運営に全力で取り組んでいます。（右の写真は、伏古公園のクリスマスリースづくり）



① 維持管理・安全管理面

指定管理業務の維持管理・安全管理面では、仕様書などに定められた業務を確実に実施することはもちろん、一部の業務については、利用者の安全性・快適性を考慮し、自主的に回数を増やしています。

また、造園、植栽以外の業務に携わった経験が少ない当グループ職員が、公の施設に求められる水準の管理運営を安定的に行うことができるよう、下記のとおり、マニュアル整備には、特に力を注いでいます。



【当グループが作成し、現在、丘珠空港緑地等で活用しているマニュアル等】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ■ 指定管理業務の基礎知識 | ■ 緊急対応マニュアル |
| ■ 接遇マニュアル | ■ 苦情対応マニュアル |
| ■ 個人情報保護・情報公開マニュアル | ■ 情報管理マニュアル |
| ■ 維持管理マニュアル | ■ 遊具日常点検チェックリスト |
| ■ 環境配慮マニュアル | ■ 現金取扱いマニュアル |
| ■ 心肺蘇生法・AEDの使い方 | ■ AEDの使い方（カード版） |

これらのマニュアルにより、当公園において、公の施設にふさわしい水準の管理運営がある程度はできているのではないかと考えています。



② 利用者サービス・自主事業など

当公園の利用者サービス・自主事業を大幅に充実しました。従来から行われていたふれあい動物園、スノーキャンドル、チャリティマーケット、各種パークゴルフ大会などすべて継続したほか、新たに以下のサービス向上策や自主事業を企画・実施しました。

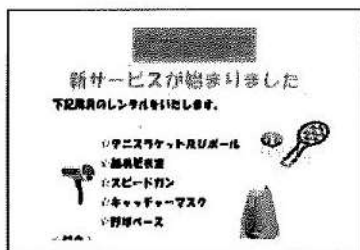


スノーキャンドル

【当公園で新たに実施したサービス向上策・自主事業など（再掲）】

- ドライミストの設置
- 国際交流パークゴルフ大会
- スロープレー優先デー（障がい者等がゆっくりとプレーできる日の設定）
- 国際交流パークゴルフ大会
- スピードガン、簡易更衣室などのレンタル
- かけっこ教室の開催
- マナー向上キャラバン隊（地元住民と連携したマナー向上の要請活動）
- 地元小学生による遊具のペンキ塗り
- 落ち葉プール
- 除雪車体験乗車&安全講習
- 北のふるさとサポーター制度（ボランティア登録制度）の創設

これらは、当グループが調査した範囲では、いずれも札幌市内の都市公園では初めての先進的な取り組みです。



レンタルのチラシ



かけっこ教室




地元小学生による
遊具のペンキ塗り

これらは、お客様からも高い評価をいただいております。中でも、かけっこ教室は、東区だけでなく、北区はもとより、白石区、豊平区、南区などからも申し込みがあり、すぐに定員が一杯となるので、当初の伏古公園のほか、美香保公園でも追加で教室を開催しています。

また、除雪車体験乗車&安全講習が産経新聞のインターネット版やYahooトピックスで全国に報道され、道内外から問い合わせがあるなど、情報発信の面でも、一定の役割を果たせたのではないかと考えています。

また、マルミプラス・集楽園とも、造園工事等で多くの実績があります。(札幌市の造園工事の総合評価(工事实績型)では、非常に高い得点をいただいております。)

【マルミプラスの優良工事表彰実績】

平成 23 年度	円山公園整備工事	
平成 24 年度	丘珠空港緑地造成工事	
平成 27 年度	丘珠空港緑地(北東地区)造成工事	
平成 28 年度	丘珠空港緑地(北東地区)造成工事	
平成 29 年度	厚別山本公園造成工事	

加えて、マルミプラスは「平成 28 年度大通花壇コンクール」において、高い水準の花苗技術やデザインなどが評価され、「市長賞」を受賞しております。(平成 19~21 年度および平成 25 年度にも市長賞をいただいているほか、都市緑化基金賞などの受賞歴もあります。)



H28 市長賞受賞花壇

このような、花苗育成・創作技術も当公園の管理運営に活用させていただく予定です。

なお、当グループ構成企業の工事等の主な実績は以下のとおりです。

【当グループ構成企業の主な工事等実績】

実績	時期	主な施設・業務	備考
丘珠空港緑地維持管理業務	H22	植栽管理	受託業務 マルミプラス実績
丘珠空港緑地造成工事	H24	緑地造成	受託業務 マルミプラス実績
丘珠空港緑地(北東地区)造成工事	H27~H28	緑地造成	受託業務 マルミプラス実績

実績	時期	主な施設・業務	備考
丘珠空港内植栽業務	H11～H26	植栽管理	受託業務 マルミプラス実績
北区公園及び街路樹 総合維持管理業務	H20～H30	公園、遊具、野球場、陸上 競技場、パークゴルフ場、 テニスコート など	受託業務 マルミプラス実績
北区東地区道路維持 除雪業務	H2～H29	あいの里地区・茨戸川緑地 周辺の除雪業務	10社でのJV マルミプラス実績
大通公園芝生等 補修業務	H18～H26	芝生管理、芝生張替など	受託業務 マルミプラス実績
茨戸川緑地造成工事	H25	緑地造成	受託業務 マルミプラス実績
南区公園及び街路樹 総合維持管理業務 (澄川、藻岩下、 真駒内地区)	H14～H16	公園、遊具、野球場、 テニスコート など	受託業務 集楽園実績
南区公園及び街路樹 総合維持管理業務 (藤野、簾舞、 定山溪地区)	H17～H30	公園、遊具、野球場、 パークゴルフ場、 テニスコート など	受託業務 集楽園実績
保養センター 駒岡	H17～H26	パークゴルフ場、 温室内植物管理 など	受託業務 集楽園実績

8. 札幌市内の企業等の活用について

札幌市内の企業等の活用についての考え方、活用に向けた具体的な取組を示してください。

① 地元優先発注を行います。

当グループの構成企業やその職員の多くは、札幌市内が活動・生活の拠点であり、札幌市には深い愛着があります。このため、当公園の管理運営をはじめ、本業においても、業務の再委託や備品・消耗品などの購入においては、できる限り市内企業に発注してきました。

また、指定管理者には、「サービスの向上」や「経費の節減」だけでなく、「地域経済への貢献」という役割があることを十分に理解し、再委託業務や備品・消耗品などの購入については、市内企業では対応できない業務や購入できないものを除き、市内企業に発注します。

特に、札幌市が「障がい者多数雇用企業」に認定した企業へは、印刷や消耗品購入を中心に一定量の発注を確保したいと考えています。また、その他の発注については、緊急対応が必要な場合などを除いて、発注情報をできる限り公表し、市内企業への機会均等にも配慮します。

② 市内企業との連携を進めます。

市民や学校・NPO法人などと同様、市内企業とも積極的に連携して、管理運営を行います。特に、民間企業とは、イベント・自主事業の運営面や企業協賛等でご協力いただきたいと考えており、これまで協力をいただいている「秀岳荘」、「テックサプライ」などはもとより、その他の市内企業にも、積極的に協力を依頼する予定です。

また、純粋な地元企業ではありませんが、長谷川体育施設札幌支店とは、維持管理、スポーツ教室（かけっこ教室等）、ウェブアクセシビリティなどで連携していただきます。

③ 地元雇用を行います。

当グループは、これまで、雇用についても、地元雇用を原則として参りました。本指定管理業務を行うに当たり、新たな人員採用を行う予定場合は、地元雇用とします。

9. その他

都市公園の管理運営について、提案したいことがあれば自由に提案してください。

【例】

- ・適正な業務執行（個人情報の適正な取扱いや円滑な引継ぎ等）
- ・企画の実施（北海道みんなの日、防災の日などの記念日を活用した企画等）など

① 個人情報保護を徹底します。

個人情報保護の重要性は言うまでもありませんが、大手企業や政府関係機関などから大規模な個人情報流出事件が発生したように、適正な管理や流出防止は、決して簡単ではありません。（右の新聞記事は日建新聞から引用）



当グループでは、個人情報について「**利用者の重要な財産を預かっている。**」との認識のもと、本指定管理業務で取り扱う個人情報の保護を徹底します

a) 個人情報保護体制の整備

当グループは、グループ全体の個人情報保護責任者等を設置していますが、これに加え、当公園の施設長を現場個人情報保護責任者に任命して、個人情報保護に当たります。また、電子情報保護責任者、相談窓口担当者等を設置し、個人情報保護の実務に当たります。

【当グループの個人情報保護体制】

役 割	業務内容	担当者
個人情報保護責任者	グループ全体の個人情報保護の統括	マルミ社長
現場個人情報現場責任者	当公園の個人情報保護の統括	施設長
電子情報保護責任者	パソコン等の個人情報保護業務	副施設長
相談窓口担当者	利用者等の苦情、相談への対応	受付担当
個人情報監査業務責任者	個人情報保護に関する監査業務実施	マルミ専務

b) 個人情報保護規程の整備

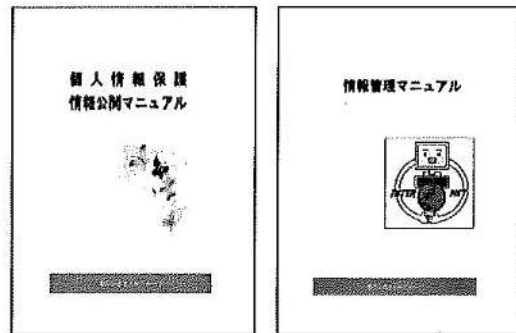
当グループでは、「個人情報保護法」や「札幌市個人情報保護条例」などの趣旨を踏まえた個人情報保護規程を策定しており、これに基づき、個人情報の保護に当たります。

- ① 個人情報は適切かつ公正な方法により取得します。
- ② 特定された利用目的を明示して個人情報を取得します。また、取得した個人情報は法令に定められた場合を除き、目的外には使用しません。

- ③ 法令に定められている場合を除き、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
- ④ 個人情報保護の漏洩、滅失、棄損を防止する十分な措置を講じます。
- ⑤ 利用者ご本人からの個人情報開示・訂正・利用停止などの請求があった場合は、迅速に対応します。

c) 個人情報保護マニュアル・情報管理マニュアルの作成・活用

個人情報保護には、「目的外使用」、「第三者提供」、「共同利用」などのなじみのない用語が数多くあるなど、内容は決して簡単ではなく、体制整備や規程作成だけでは、十分に適正管理できない可能性があります。また、最近のパソコンやソフトは、セキュリティの設定（パスワードの設定や最新版ウィルス対策ソフトのインストールなど）が複雑になっており、特に、中堅・ベテラン職員用に、わかりやすい解説書が必要です。



このため、当公園は、個人情報保護を基礎からわかりやすく解説した当グループ独自のマニュアルおよびパソコンのセキュリティ対策を説明した情報管理マニュアルを作成し、これらをすべての職員に、随時、研修を実施して、周知・徹底を図っています。

今後も、この手法を継続するとともに、日本全国で発生した個人情報流出の事例をできる限り収集して、さらにこれらマニュアルをバージョンアップさせ、流出防止策のさらなる充実を図ります。

なお、参考資料として、当グループが使用している「個人情報保護マニュアル」（一部抜粋）、「情報管理マニュアル」（一部抜粋）を添付しましたので、ご参照いただけると幸いです。

d) 個人情報保護の具体的措置

個人情報保護に関し、以下の通りの具体的措置を講じます。なお、これらの措置については、現場職員の確実な履行を担保するため、定期的に（おおむね6カ月に1回程度）本部が監査を行います。

- 当公園の業務に従事する職員（グループ構成企業の社員も含む）の個人情報保護義務、守秘義務を退職後も含め、就業規則で明文化します。
- 個人情報が記録されている書類、CD-R等は鍵付きのキャビネットなどに厳重に保管します。

- ネットワークコンピュータへのファイアウォールの設置、各パソコンへのウィルス対策ソフトのインストールなどを行います。
- 個人情報の取得は必要最小限度とします。また、個人情報が記録されている書類、電子記憶媒体等を廃棄する場合には、シュレッダーまたは溶解による処理を徹底します。
- 個人情報の管理事務所からの持ち出しは原則として禁止します。やむを得ず持ち出す場合は、現場個人情報保護責任者の許可のもと実施します。
- 個人情報を取り扱う業務の再委託は原則として行ないません。やむを得ず再委託する場合は、当社と同様の個人情報保護措置を義務づけます。
- 当公園内での出来事などを職員個人のブログやツイッターに掲載することを禁止します。

【参考1：個人情報保護に関して当グループが職員に徹底した具体的対応】

あるホテルのレストランに、スポーツ選手と女性タレントがカップルで来店したことを、ホテル従業員が、個人のツイッターに書き込んだことが大きな問題になりました（下記は、当該ホテルのホームページから抜粋）。このような

個人情報漏えい
を防止する
ため、職場で
の出来事を個
人のツイッタ

・経緯について

弊社では社員・アルバイトにかかわらず全ての従業員は、入社時にお客様情報の守秘義務等に関する研修を行った上、誓約書への署名をしております。しかしながら、当該従業員は個人のツイッターアカウントより、特定のお客様がホテル内レストランへ来店されたことについて発信していたことが判明いたしました。

ーやブログ等に記載しないよう、研修で徹底しています。

【参考2：個人情報保護法改正に関する具体的対応】

- 平成 28 年に改正個人情報保護法が施行され、すべて事業者に対し、個人情報のトレイサビリティ（どこから個人情報を入手し、提供する場合にはどこに提供したかを記録し、個人情報の移動経路の明確化を図る制度）が義務づけられました。
- 当グループでは、法改正に合わせて「個人情報トレイサビリティ台帳」を整備し、法令に合致した適正な対応を行っています。

② 当グループの情報公開制度を創設しています。

公の施設の管理運営は市民に開かれたものでなければならず、情報公開はその基礎となる重要な事項です。

このため、当グループでは、札幌市の情報公開業務にご協力させていただくことはもちろん、札幌市情報公開条例第22条の2（指定管理者が情報公開について必要な措置を講じる努力義務）の趣旨を尊重し、当グループ独自の情報公開制度を創設することにより、市民のみなさんのニーズにお応えしています。

【当グループ情報公開制度の概要】

- 原則公開とし、非公開とする事項については「札幌市情報公開条例」に準じて、限定列挙しています。
- 開示決定などについても「札幌市情報公開条例」と同様、原則14日以内とし、迅速に対応します。
- 決定内容に不服がある場合は、当グループに「不服申し立て」を行うことを可能にしています。

また、札幌市と当グループの情報公開範囲が異なることは好ましくないので、開示決定等を当グループで行う場合は、明らかに全面公開（全面非公開）であるものを除き、札幌市と事前に協議させていただきます。

③ 全国各地の指定管理者との連携・情報交換に努めます。

マルミプラスでは、指定管理業務を実施するに当たり、千葉県、愛知県、富山県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、大分県など全国の多くの指定管理者と連携し、様々な情報交換しながら、管理運営に活用しています。

例えば、本事業計画書で提案させていただいている「健康宣言の受付」は、大分県の大分県別府市の指定管理者（別府市民体育館）の事例を、AEDの使い方カードの作成は、富山県の指定管理者（岩瀬スポーツ公園）の事例を参考にしています。



岩瀬スポーツ公園

また、情報交換を行っている中で、災害時対応についても連携しようという話が持ち上がり、51ページでご説明したとおり、今回、全国7地区の指定管理者で、災害応援協定を新たに締結しています。

今後もこれらの指定管理者との関係を深めるとともに、さらに、全国各地の指定管理者との連携を広げ、当公園の管理運営に活用したいと考えています。

④ 札幌市内の都市公園との連携に努めます。

上記のように、道外の指定管理者との連携はかなり広がっているのですが、市内の都市公園間での連携はあまり進んでいません。当グループでは、連携への努力を行っているのですが、現実には、札幌市都市公園緑化協会との間で、パークゴルフ場の共通回数券の発売が実現したくらいで、ごく一部の連携にとどまっています。

これは、市内の都市公園の指定管理者が、お互いに競合先であることが大きな要因で、やむを得ない面もあります。

ただ、そうであっても、市民目線に立って考えると、可能な範囲で、協力することも重要なのではないかと考えています。なかなか困難な面もあるのですが、他のパークゴルフ場との回数券の適用施設拡大に努めるとともに、次の段階として、例えば、体育の日に市内の都市公園で、一斉にお祭りを開催するなど、イベント面での連携も模索していきたいと考えています。

福祉施策に関する取組

法人・団体名 北のふるさとNグループ

(1) 障害者法定雇用率の達成状況

- ア 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数
- イ 法定雇用障害者数（ $A \times 2.2 / 100$ 、小数点以下切捨て）
- ウ 実際に雇用している障がい者の数
- エ 実雇用率（ $ウ / A \times 100$ ）

※ 公共職業安定所に報告する義務のない団体も、記載してください。

公共職業安定所に報告する義務のある団体は、障害者雇用状況報告書及び障害者雇入れ計画書を添付してください。

当グループのマルミプラス、集楽園とも、従業員が45.5名を下回る中小企業であるため、障がい者の法定雇用義務はありませんが、マルミプラスでは、1名の障がい者を雇用し、本社の経理・事務等を担当しています。

マルミプラスでは障がい者を特別扱いするのではなく、できる限り、他の職員と同様に接するよう努めています。もちろん、危険が伴う作業やラッシュ時の通勤などについては、特別な配慮を行っていますが、少なくとも、事務所内の業務については、他の職員と同様に仕事を割り振っており、十分に戦力として活躍しています。



(2) 障がい者の雇用など福祉施策への現在の取組みと今後の取組み予定

障害者法定雇用率を上回る水準の障がい者の雇用計画などは重視しますので、積極的にアピールしてください。

当グループのマルミプラスが、初めて障がい者を雇用したのはおよそ10年前です。障がい者への施設面での配慮が必ずしも十分ではない本社での障がい者の勤務には、多くの不安がありましたが、「案ずるより産むが易し」の典型で、本社内での勤務については、（ラッシュ時の通勤を避けるなどの）多少の配慮さえ行えば、全く問題がない状況です。

丘珠空港緑地パークゴルフ場では、最近、障がい者の利用が増えていますが、この要因のひとつは、当社の障がい者が、障がい者がプレーしやすい雰囲気づくり（積極的な声かけによる他の利用者との会話・交流の促進など）について、様々なアイデアを出しているからで、利用促進でも、障がい者が貴重な戦力になっています。

このようなことから、マルミプラスでは、もう1名の障がい者雇用を検討しています。法定雇用義務がない小さな会社ですが、丘珠空港緑地の業務量増加に加え、あと少し業務が増えるのであれば、身の丈にあった雇用の範囲内と考えています。

(3) 障害者就労施設等の活用による福祉施策への現在の取組

マルミプラスでは、5年前から、社会福祉法人札幌協働福祉会・あいの里ワークセンターに丘珠空港緑地において軽作業（緑地内の雑草取り）を依頼しています。炎天下の作業で、障がい者の体調面に細心の注意を払う必要があることから、あいの里ワークセンターの希望により、業務委託ではなく、「屋外アクティビティ」（どこからどこまでの範囲の雑草取りを行うという取り組めはなく、できる範囲で雑草取りをしていただくという業務内容）という形になっていますが、少ないながらも、対価を支払わせていただいています。



あいの里ワークセンター

業務の質・量とも、5年前よりは、かなりに進歩しており、管理運営の大きな戦力であることはもちろん、あいの里ワークセンターも、障がい者の収入確保やスキルアップにつながることから、大変喜んでいただいています。

また、当グループは、様々な公園業務に携わる中で、障がい者を含むあらゆる人々の社会参加には高い関心がありました。このため、当公園の管理運営では、障がい者の方にも参加していただく花植えボランティアや障がい者の方が製造したパンなどの販売（丘珠空港緑地管理事務所）など、できる限り、障がい者の方が参加できる形での管理運営を行っています（他にも、印刷物等は、札幌市の障がい者多数雇用認定企業に発注しています。）。これらは、今後も、さらなる充実を図ります。



【花植えボランティア】

たくさんの障がい者の方にも参加していただいています。



【さっぽろひかり福祉会によるパン販売】

当初の想定を超える売上げがあります。

管理に係る収支計画書

法人・団体名 北のふるさとNグループ

1. 収支計画に関する基本方針

指定期間中の収支について、基本的な考え方、収入増加及び経費節減への具体的な取組について具体的に示してください。

① 高い収入目標を掲げます。

当公園の管理運営経費は、札幌市からの指定管理料と利用料金収入でまかなう必要があります。したがって、管理運営経費を削減することや収入を増やすことにより、市からいただく指定管理料を削減することが可能になります。なお、自主事収入は、利益を出さない（＝利益が出た場合には札幌市都市緑化基金などに寄付することを制度設計の基本としているため、指定管理料総額には影響しません。）

札幌市の人口は、近い将来、減少に転じると予測されているほか、消費税の増税やガソリンなどを中心とする物価高など、利用料金収入を増やすには非常に厳しい環境にあります。このような中でも、63ページに記載したとおり、毎年1%の利用料金収入増加を目標とします。

【利用料金収入の目標】

【単位：千円】

	29実績	31目標	R2目標	3目標	4目標	5目標
丘珠空港 緑地	5,289	5,342	5,395	5,449	5,504	5,559
美香保	2,391	2,415	2,439	2,463	2,488	2,513
伏古	3,628	3,664	3,701	3,738	3,775	3,813
合計	11,308	11,421	11,498	11,650	11,767	11,885

29年度利用料金実績額

11,308千円



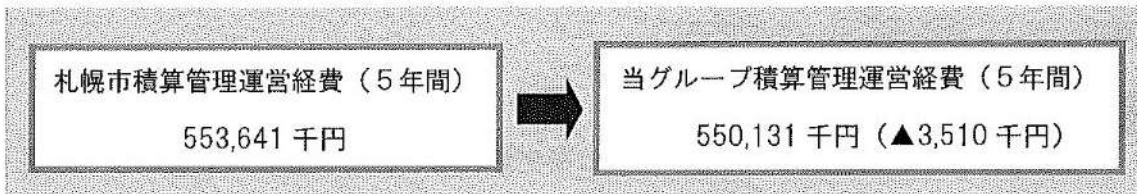
R5年度利用料金目標額

11,885千円(577千円増)

② 管理経費の節減に努めます。

管理経費については、電気料金・ガソリン代などの高騰、職員の待遇改善による人件費アップ、施設の老朽化に伴う修繕費の増加などの経費増大要素があり、節減が非常に困難な状況にあります。

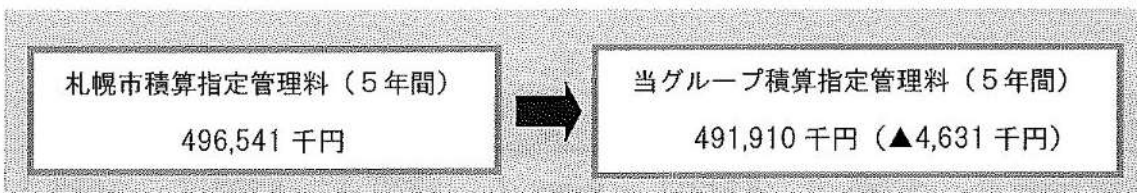
ただ、このような中でも、様々な措置を講じ、現在以上のサービス水準を確保しつつ、少なくとも、札幌市が示す管理運営経費の積算よりは、経費を節減します。なお、経費節減の具体的な措置については、46 ページをご覧ください。



③ 指定管理料もできる限り低く抑えました。

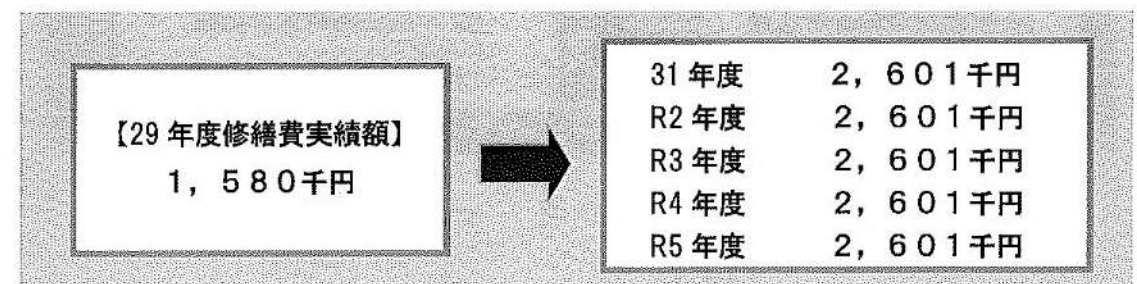
指定管理料についても、管理経費で数多くの増大要因があるほか、丘珠空港緑地の公園部分の利用者が大幅に増えることに伴う経費（清掃費、警備費など）があり、現行の指定管理料を減らすのは困難です。

ただし、利用料金収入の増加や管理経費の節減努力により、札幌市が示す積算額よりは指定管理料を節減します。



④ 修繕費については特別な配慮を行いました。

当公園には、一部に老朽化が進行している設備等が見受けられます。また、丘珠空港緑地の整備に伴い、修繕箇所が増えることも想定しなければなりません。このため、修繕費については、指定管理料節減の努力を行う中で、特別な配慮を行い、予算を増額計上しています。



⑤ 確度の高い経費見積を行っています。

これまでの経験を活かし、確度高い経費の見積もりを行っています。必要と考えられる経費はすべて計上しているほか、今後の修繕費の増大などにも一定の配慮を行い、できる限り正確に経費を見積りました。

⑥ 責任をもって業務を遂行します。

万一、収入が目標に達しなかったり、指定管理者の業務範囲である経費の計上漏れがあったとしても、当グループで負担し、責任を持って業務を遂行します。札幌市や市民のみなさんにご迷惑をおかけすることは一切ありません。

⑦ 利益が出た場合は、原則として雇用環境の改善に使用します。

指定管理業務で利益が出た場合は、雇用環境の改善（給与改善、福利厚生の充実など）に充てることを原則とします。当グループが指定管理者として業務を行っているのは、間違いなく職員が努力した結果であり、指定管理業務の利益はぜひ職員に還元したいと考えています。なお、自主事業で利益が出た場合については、次ページをご覧ください。

様式4

2. 指定管理期間中の収支計画

様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5のとおり

3. 自主事業による利益の取扱いについて

自主事業により大幅な利益が発生した場合の取扱いについて、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。

自主事業は実費徴収を原則としており、自動販売機設置を除いては、利益を想定していません。もし、用具貸出が予想以上に好調な場合や教室等開催事業で参加者が大幅に増加した場合は、市民に還元することを基本とします。

また、自動販売機設置については、年間10万円の利益を見込んでいますが、この利益については、札幌市都市緑化基金に寄付することを原則とします。(ただし、他の自主事業で赤字が発生した場合はその一部を補てんさせていただく場合もあります。)

※カテゴリー：都市緑化基金への寄附

※北のふるさとNグループ様より札幌市都市緑化基金へご寄附いただきました

札幌市都市緑化協会ホームページより抜粋させていただきました。

【利益還元の方法】

事業名	還元内容	還元の目安
貸出事業	貸出用具の充実に充当します。	それぞれの貸出用具で1万円以上の利益が出た場合
教室等開催	当該教室の開催回数の増加や講座カリキュラムの充実に充当します。	それぞれの講座で1万円以上の利益が出た場合
チャリティーマーケット	そもそもの目的がチャリティーなので、利益は全額寄付します。	札幌市東区のまちづくり、防災等の施策に寄付します。
自動販売機	札幌市都市緑化基金への寄付を原則としますが、売上げが増加した場合は、福祉団体などに寄付の対象を拡大します。	10万円以上の利益が出た場合で、他の自主事業に大幅赤字がない場合

令和3年度

管理業務に係わる収支計画書

北のふるさとNグループ

管理に係る収支計画書(様式4-2 令和3年度)

法人・団体名 北のふるさとNグループ

	科目	指定管理業務			自主事業			計	
		管理費	事業費	小計	講座等 開催事業	その他事業	小計		
収入	指定管理費			98,600				98,600	
	利用料金収入			10,752				10,752	
	その他収入				250	980	1,230	1,230	
	収入計			109,352	250	980	1,230	110,582	
支出	人件費(法定 福利費等を含む)	69,202	4,457	73,659	0	0	0	73,659	
	旅費・交通費	80	10	90	0	0	0	90	
	光熱水費	8,170	0	8,170	0	100	100	8,270	
	通信運搬費	800	0	800	0	0	0	800	
	租税公課	20	0	20	0	0	0	20	
	広告宣伝費	1,000	100	1,100	10	10	20	1,120	
	保険料	350	0	350	60	0	60	410	
	賃借料	7,000	0	7,000	0	200	200	7,200	
	修繕費	2,600	0	2,600	0	0	0	2,600	
	消耗品費 (仕入を含む)	2,000	0	2,000	320	310	630	2,630	
	備品費	500	0	500	0	50	50	550	
	印刷製本費	700	80	780	40	0	40	820	
	諸謝金 (団体分を含む)	100	0	100	100	0	100	200	
	委託費	8,893	400	9,293	50	0	50	9,343	
	支払手数料	300	0	300	0	0	0	300	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	0	0	0	
その他(事務費・ほか)	2,500	0	2,500	0	0	0	2,500		
支出計	104,215	5,047	109,262	580	670	1,250	110,512		
利益等	収支				90	-330	310	-20	70
	利益還元								70
	法人税等								
	当期純利益								0

※ それぞれの項欄について、必要に応じて小区分を設定しても構いません。

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 税込みで記載してください(以下、様式4-3から4-5まで同じ)。

※ 「利益還元」の項には、利益のうち還元額を記載してください。

※ 様式4-3から4-5までにより積算内容を記載してください。